

WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務に係る質問・回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>本業務の実施にあたり、継続的な「業務提携契約」を締結しているアライアンスパートナー（外部協力企業）と連携した体制を検討しています。弊社が受託者として、進捗管理・広告運用実務・報告書作成及び対外的な責任を負いますが、戦略立案や分析等の工程において、当該パートナー企業の知見を活用することを予定しています。</p> <p>上記のように、業務提携関係にある企業を、弊社のプロジェクトチームの一部として活用する場合、「再委託」に該当するのでしょうか。</p> <p>また、再委託に該当する場合、企画提案書における「人員配置体制」において、当該パートナー企業を明記した上で提案することで県の承諾を得たものとみなすか、あるいは別途承諾の手続きが必要かご教示ください。</p> | <p>本行為は、「再委託」に該当します。</p> <p>再委託については、仕様書9（4）に記載のとおり県の承諾が必要となるため、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額等が記載された書面を企画提案書と併せて提出してください。</p> <p>なお、書面の様式は指定いたしませんので、上記事項が記載されている「人員配置体制」を提出いただき、記載内容を確認・審査の上、業務遂行上問題ないと認められる場合は、承諾の手続きに必要な書面に替えることができます。</p> |
| 2 | <p>広告手法において、YouTube動画広告等動画プラットフォームへの出稿を実施する場合、配信に使用する動画素材は県より提供いただけますでしょうか。</p> <p>あるいは、受託者が新規で制作することを想定されていますでしょうか。</p> | <p>原則として動画素材の提供はいたしません。</p> <p>広告手法として動画広告を御提案いただく場合、動画制作に関わる全ての業務が委託内容に含まれるため、受託者が新規で動画制作をすることを想定しています。</p> <p>なお、業務受託後の協議の上で、以下のページに公開されている啓発資料及び画像データの一部を提供することは可能です。</p> <p>【サツマイモ基腐病に関する情報（千葉県）】 https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/shokubo/kansyo.html</p> |
| 3 | <p>動画素材等の制作（撮影含む）を受託者が行う必要がある場合、その制作実務を外部の専門業者へ委託することは、仕様書に定める「再委託」に該当しますでしょうか。</p> | <p>動画素材等の制作を外部企業へ委託することは、「再委託」に該当します。</p> |

【留意事項】

- ・提出された質問については、趣旨を損なわない範囲で要約・調整しています。
- ・本回答に対する再質問はできません。ご了承ください。